

教育を総合的・一体的に推進し、消費者の自立支援を目的とする「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、地方公共団体は「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされました。

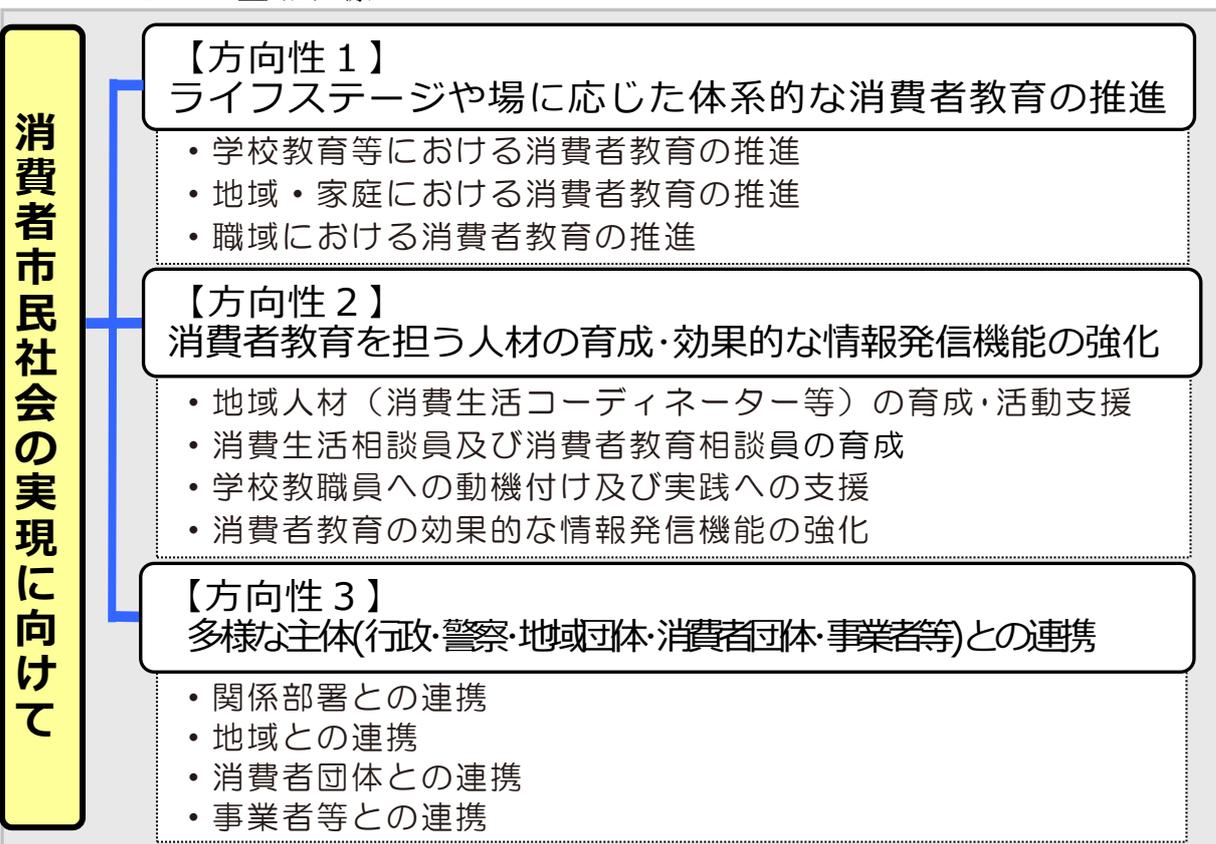
そこで柏市では、市民一人ひとりが賢い消費者となって消費者被害を未然に防ぐとともに、「消費者の行動が及ぼす影響力を理解して、自ら学び、考え、行動できる、自立した市民づくり・地域づくり」を目標として、平成30年度から令和4年度（2022年度）までの5年間を期間とする「柏市消費者教育推進計画」を策定。

「柏市消費者教育推進計画」の年度別重点推進領域において、本来であれば令和3年度に推進の効果を計るアンケート調査の実施及び次期計画策定に向けての検討を開始、令和4年度末に計画案を策定し、令和5年度から次期計画の運用を見込んでいましたが、令和2年度からの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大」の影響により、計画していた各事業が中止または規模縮小となり、当該計画による事業実施が非常に厳しい状況となりました。

このような状況から、計画目標値に実施数値が届かない事業が多くなることが想定され、今般の見通しが立たない中での次期計画の策定が困難であると判断。また、令和2年度に策定した柏市経営戦略方針（柏市第五次総合計画 後期基本計画）の計画年次との整合性を踏まえ、その計画期間を3年間延長して令和7年度までとし、第4章の施策展開（具体的な施策）について、昨今の社会情勢、これまでの進捗状況などを踏まえ、必要な見直しを図り、最終年度の目標値を新たに設定する一部改訂を令和4年度に行った。

## (2) 消費者教育の基本的な方向性

### ア 3つの重点目標



イ 柏市版消費者教育の体系イメージマップ

柏市版消費者教育の体系イメージマップ

計画の目標		職業						
消費者教育の場		学校、園、社会教育施設						
各期の特徴 (職業の特徴に配慮する)		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人一般	成人一般	特に高齢期
重点領域		家庭などを中心に消費生活を送る時期 (思わぬ商品事故に周囲の人の注意が必要な時期)	家庭などを中心に消費生活を送る時期	家庭などを中心に消費生活を送る時期	消費者として自立を始める時期	消費者として自立を進める時期 (成人すると、社会経験が少ないことを利用した悪質商法に狙われる時期)	精神的、経済的に自立した消費生活を送る時期	人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期 (悪質商法に狙われる時期／思わぬ商品事故に周囲の人の注意が必要な時期)
消費者市民社会の構築	人、社会、環境、未来を考えた消費生活を送る力(持続可能な消費)	買い物に関心を	消費をめぐる物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える					
	消費者の影響力を理解し、行動する力(消費者市民社会)	物を大切に	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす					
商品安全	商品を安全に使用する力	協力の大切さに気付く	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する					
	安全な商品を選択する力	安全に関する注意を守る	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心を持ち、伝え合う					
契約・金銭管理・生活設計	契約の仕組みを理解する力	買い物のマナーや約束を守る						
	消費者トラブルに対応する力	困ったときは信頼できる大人に知らせる						
生活設計・金銭管理	生活設計し、金銭を管理する力	買ってもらいたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える						
		物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する						
消費生活情報を利用し、活用する力		消費生活情報について、発信の目的と特徴に気づき情報の内容を評価する／情報を適切に活用し、意思決定に生かす						
		情報の収集、発信の技能を身につけて適切に行う						
情報社会対応	情報モラルを理解し、活用する力	自分の物に名前を書き大切に扱う 他の人の物を大切に扱う						
		知らない人に聞かれたときは、家族や友だちの教えないようにする 聞かれても、言いたくないことは言わなくてよいことを理解する						

ウ 数値目標（成果指標）

<p><b>1 消費生活センターの業務内容を知っている割合</b> 現状42.2% ⇒ 65%（市民アンケート）</p> <p><b>2 学校で消費者教育を行っていく上で問題がないと答える割合</b> 現状31.6% ⇒ 50%（学校教職員アンケート）</p> <p><b>3 事業所で消費者問題に関する啓発（消費者教育）を行っている割合</b> 現状23% ⇒ 35%（事業所アンケート）</p>
---

エ 年度別重点推進領域

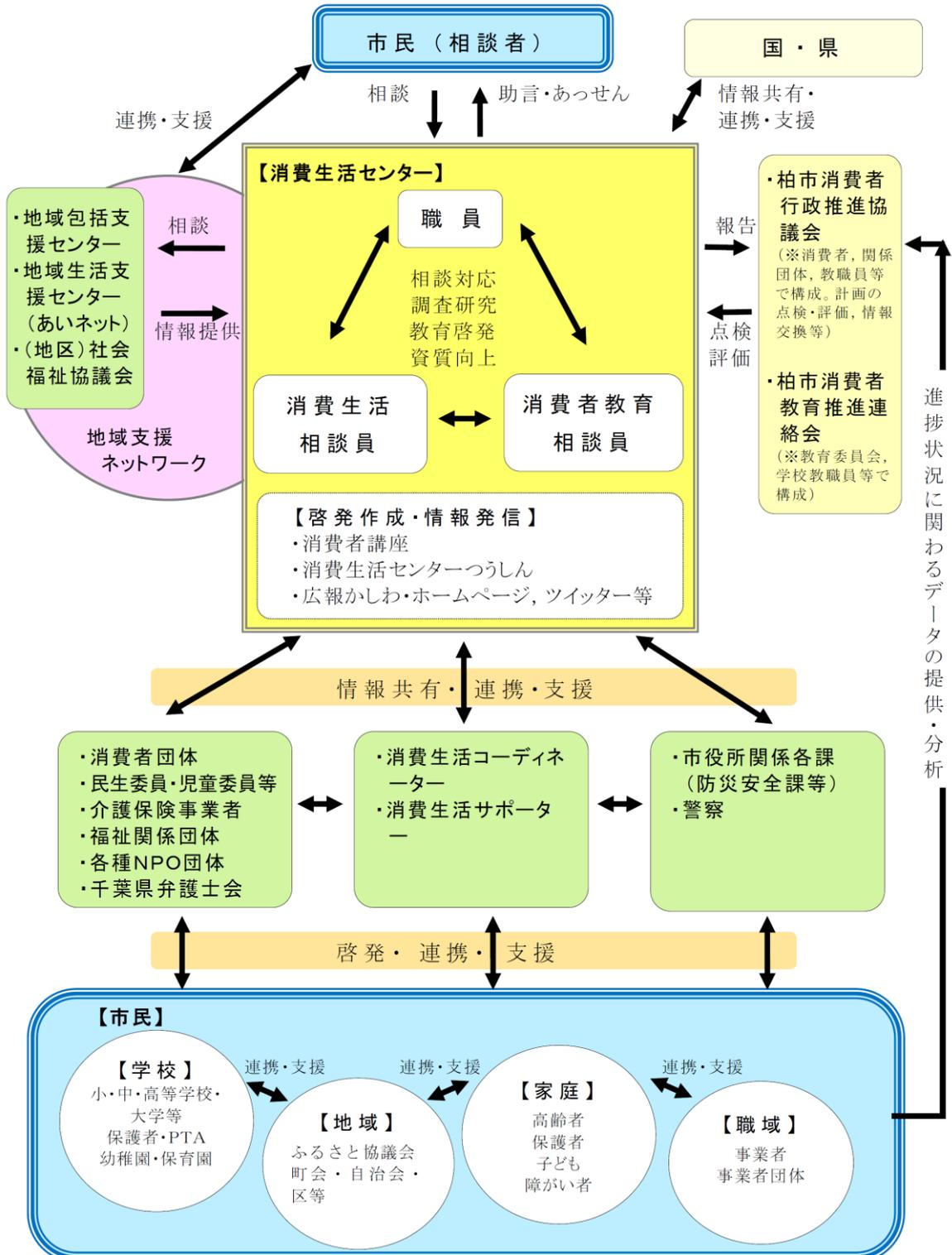
	年度	特に推進する 領域及び対象	推進方法
1 年目	30 (2018) 年度	・「契約金銭管理・生活設計」 「情報社会対応」 ・高齢者、幼児期～高校生 期を中心に	・インターネットを使った効果的な周知の確立 (市民・学校教職員向け) ・学校教職員への研修講座開催の検討 ・市民向け啓発チラシの見直し、検討 ・高齢者見守り体制の確立
2 年目	令和元 (2019) 年度	・「契約・金銭管理・生活設 計」「情報社会対応」 ・高齢者、幼児期～高校生 期を中心に	・チラシ、リーフレット配布先の拡充(小・中・高 等学校, 大学, 幼稚・保育園, 事業所等) ・市民向け消費者講座の拡充 ・インターネットトラブル対応の拡充 ・高齢者見守り体制の拡充
3 年目	令和2 (2020) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・連携先及び相談先のデータベース化 ・前期2年間を振り返り, 未実施部分について 見直し検討・実施
4 年目	令和3 (2021) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・柏市経営戦略方針(第五次総合計画 後期基本計 画)との調整
5 年目	令和4 (2022) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・柏市経営戦略方針(第五次総合計画 後期基本 計画)との連動 (延長した3年分の主要事業の目標値設定)
6 年目	令和5 (2023) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進
7 年目	令和6 (2024) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進 ・推進の効果を計るアンケート調査の実施 ・次期計画策定に向けての検討開始
8 年目	令和7 (2025) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進 ・次期計画策定の協議, 年度末に策定

(3) 今後の消費者教育の計画的な推進

ア 消費生活センターの消費者教育推進機能の強化

消費生活センターを「消費者教育の拠点」として位置づけ、相談業務だけでなく、市民に身近な地域や学校等にこれらの情報を提供し、市民一人ひとりが自立した消費者になることを目指すとともに、地域の消費者として学び合い、ともに支えあう地域づくりを推進します。

イ 推進体制



## (4) 進捗状況

## ア 【方向性1】 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育の推進

## (ア) 学校教育等における消費者教育の推進

具体的な施策		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	目標 (R7)
1	各教科等における体系的な消費者教育の推進	R3年度実施に向けた検討	授業実績 小学校5校 中学校5校 高校3校	既存実施	授業実践 小学校4校 中学校4校 高校2校	R7年度実施に向けた検討	授業実践 小学校5校 中学校5校 高校3校
2	「柏市消費者教育推進連絡会」の開催及び教員の消費者教育に対する関心を高め、研修に参加できるような環境を整え、適切な教材、資料を提供することによって児童、生徒への浸透を図る	・2回開催(書面開催) ・アンケートをもとに各委員へ情報提供	・3回開催(3回目は書面開催) ・「小・中・高等学校での消費者教育授業事例集」の発行(市内小・中・高校に配布)	・3回開催 ・委員は、小・中・高等学校の教職員で構成	・2回開催 ・委員は、小・中・高等学校の教職員で構成	・3回開催 川村学園女子大学齋藤教授による消費者教育講義や模擬授業を通じ、次年度の授業実践に向けた知識とノウハウを学んだ	年3回の開催全教職員への周知徹底と、多様な周知方法(動画等)の活用
3	幼児・児童・生徒・保護者向け啓発リーフレット・ちらし等の作成・配布	啓発パンフ配布(25部)	啓発パンフ配布(103部)	啓発パンフ配布(60部)	啓発パンフ配布(158部)	啓発パンフ配布(153部)	各校・各園で年1回以上の配布
4	高等学校における消費者教育授業への支援や、出前講座等の実施			市内全高等学校に消費者教育の現状及び認識等を把握するため、消費者教育関係調査を実施	外部講師(弁護士等)による消費者教育授業を3校にて実施(千葉県消費者団体NW強化・活性化事業補助金を活用)	外部講師(弁護士等)による消費者教育授業を4校にて実施(千葉県消費者団体NW強化・活性化事業補助金を活用)	市内全高等学校に消費者教育が普及するよう、授業への支援や出前講座等の実施
5	大学及び専門学校入学時ガイダンス等における消費者教育出前講座等の実施			・市内大学及び専門学校に消費者教育の現状及び認識等を把握するため、消費者教育関係調査を実施 ・啓発用クリアファイルの配布(大学1校、専門学校2校)	出前講座の実施(専門学校1校)	出前講座の実施(専門学校1校)	希望校への出前講座等の実施

(イ) 地域・家庭における消費者教育の推進

具体的な施策		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	目標 (R7)	
1	消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信	4回	「消費生活センターつうしん」の発行(57頁参照)				4回以上	
		・7/15号 1・2面 ・J:COM 放映 ・2/1号 8面 商工かしわ	広報かしわへの掲載等			5月号 7月号 12月号 3月号	5月号 7月号 11月号 3月号 ・J:COM 放映	広報かしわ: 年1回特集ページ掲載  HP: 随時最新情報更新
		・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(8回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・X(旧ツイッター)の活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・X(旧ツイッター)の活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・X(旧ツイッター)の活用 ・消費者トラブルニュースを月1~2回発信 ・メール配信サービス(いくくるメール)の活用 ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	
2	消費者(出前)講座の開催 ①消費生活センター職員等が講師のもの ②消費生活コーディネーターが講師のもの ③消費者団体が講師のもの ④外部講師によるもの	15回 (除:高校)	12回 (除:高校)	①20回 (除:高校) ②10回 ③6回 合計36回	①22回 (除:高校) ②78回 ③6回 合計106回	①17回 ②34回 ③6回 ④5回 合計62回	年40回 開催	
3	消費生活コーディネーターによるチラシ等の配布, 地域活動件数	9,786枚	チラシ配布数			23,093枚	25,000枚	
			8,472枚	26,258枚	79,320枚			
		108件	地域活動件数			215件	180件	
			104件	173件	202件			
4	障害者等への消費者啓発				3回	2回	障害者通所施設や特別支援学校等での消費者啓発機会の確保・実施	

(ウ) 職域における消費者教育の推進

具体的な施策		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	目標 (R7)
1	社員研修等への講師派遣	4 事業者	0 事業者	2 事業者	1 事業者	0 事業者	5 事業者
2	社会人(従業者)向け啓発パンフレット・ポスター等の配布	4 事業者	0 事業者	2 事業者	1 事業者	0 事業者	5 事業者
3	社会人(従業者)向け啓発DVDの貸出	1 事業者	0 事業者	0 事業者	0 事業者	0 事業者	5 事業者

イ 【方向性2】 消費者教育を担う人材の育成・効果的な情報発信機能の強化

(7) 地域人材(消費生活コーディネーター)の育成・活動支援

具体的な施策		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	目標 (R7)
1	消費生活コーディネーターに対しての年10回の研修会で、消費者問題だけでなく地域・事業者等への啓発アプローチの手法及び関係団体との連携方法を学ぶ	消費生活コーディネーター委嘱人数					42人 (ふるさと協議会 21×2名)
		35人	35人	38人	38人	38人	
2	消費生活サポーターが消費生活コーディネーターの経験を生かした地域活動ができるように支援を図る	消費生活サポーター登録人数					10人 制度の充実を図る
		10人	6人	8人	7人	9人	

(4) 消費生活相談員及び消費者教育相談員等の育成

具体的な施策		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	目標 (R7)
1	国民生活センターや都道府県等が開催する研修会への参加(内部研修,事例研究会等を含む)	34回	22回	23回	19回	20回※	年30回 初任者研修等の充実を見込む

※内訳：相談員7回、職員2回、内部研修5回、事例研究会6回

(ウ) 学校教職員への動機付け及び実践への支援

具体的な施策		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	目標 (R7)
1	「柏市消費者教育推進連絡会」の開催	2回開催 (書面開催)	3回開催(内1回書面開催) 開催後に会報を発行し、各校に配布	3回開催、開催後に会報を発行、各校に配布し、全教職員へ周知	2回開催、開催後に会報を発行、各校に配布し、全教職員へ周知	3回開催、開催後に会報を発行、各校に配布し、全教職員へ周知	年3回開催 全教職員への周知徹底と、多様な周知方法(動画等)の活用
2	「消費者教育授業実践事例集」の作成	H30・R元年度の活動について事例集を発行し、市内全校に配布	R2・3年度の活動について事例集を発行し、市内全校に配布	R4・5年度の活動事例集原稿作成。消費者教育ポータルサイトの見直し	R4・5年度の活動について消費者教育ポータルサイト等で周知する方向で調整	R6・7年度の活動事例集原稿作成	令和6・7年度の活動について事例集を発行し、市内全校に配布

(エ) 消費者教育の効果的な情報発信機能の強化

具体的な施策	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	目標 (R7)
消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信 (再掲)	4	「消費生活センターつうしん」の発行(57頁参照)				4回以上
		5回	4回	4回	4回	
	・7/15号 1・2面 ・J:COM 放映 ・2/1号 8面 商工かしわ	広報かしわへの掲載等			5月号 7月号 12月号 3月号	5月号 7月号 11月号 3月号 ・J:COM 放映
	メール配信サービス等による情報発信					
	・ツイッター の活用 ・地域包括支 援センター 向け「消費者 トラブルニュ ース」発信 (8回) ・朗読奉仕サ ークル(視覚 障がい者向 け)への情報 提供(12回)	・ツイッター の活用 ・地域包括支 援センター 向け「消費者 トラブルニュ ース」発信 (12回) ・朗読奉仕サ ークル(視覚 障がい者向 け)への情報 提供(12回)	・ツイッター の活用 ・地域包括支 援センター 向け「消費者 トラブルニュ ース」発信 (12回) ・朗読奉仕サ ークル(視覚 障がい者向 け)への情報 提供(12回)	・X(旧ツイ ター)の活用 ・地域包括支 援センター 向け「消費者 トラブルニュ ース」発信 (12回) ・朗読奉仕サ ークル(視覚 障がい者向 け)への情報 提供(12回)	・X(旧ツイ ター)の活用 ・地域包括支 援センター 向け「消費者 トラブルニュ ース」発信 (12回) ・朗読奉仕サ ークル(視覚 障がい者向 け)への情報 提供(12回)	・X(旧ツイ ター)の活用 ・消費者トラ ブルニュー スを月1~2 回発信 ・メール配信 サービス(い くくるメール) の活用 ・朗読奉仕サ ークル(視覚 障がい者向 け)への情報 提供(12回)
2 消費者教育に関する教材(DVD等)の周知・貸出し	貸出6件	貸出5件	貸出4件	貸出15件	貸出24件	貸出し件数 25件
3 パネル展示等 (消費生活コーディネーターが企画するものを含む)			5回	6回	14回 (46頁参照)	年間10回 以上の開催
4 消費者月間の啓発 (毎年5月)			・パネル展 ・図書企画展示 ・ポスター掲示	・パネル展 ・図書企画展示 ・ポスター掲示	・パネル展 ・図書企画展示 ・ポスター掲示	効果的な情 報発信2種類 以上

3 学校教育等における消費者教育

(1) 柏市消費者教育推進連絡会

学校における消費者教育の推進を図るため、学校教育部指導課と連携を図り、柏市内の小・中・高等学校の教員を委員とした「柏市消費者教育推進連絡会」を3回開催。1及び2回目の連絡会は、川村学園女子大学生活文化学科の齋藤教授による「消費者市民社会に向けた消費者教育の必要性」についての講義を行い、3回目では、消費者教育について経験豊富な先生方(元委員)による模擬授業を子どもの目線になって受講、次年度の消費者教育授業実践へ向けてのノウハウや知識を学んだ。

回	開催日	内 容
1	6/28	テーマ「消費者市民社会に向けた消費者教育の必要性」 講師：川村学園女子大学 生活創造学部 生活文化学科 齋藤 美重子 教授
2	11/29	授業事例紹介及び教材研究 1. 「食品ロス」 小学校対象 2. 「金融教育」 高等学校対象 3. 「人生設計ゲーム」 (ワークショップ)
3	1/31	模擬授業 1. 「稼げないアルバイト」 佐倉高校 佐藤教諭 2. 「よく見て考えよう」 柏の葉小学校 池田教諭 3. 「推し活における消費者問題を考える」 東葛飾高校 富永教諭

## (2) 高等学校等における消費者教育

成年年齢が18歳に引き下げられたことにより若者の消費者トラブル増加が懸念される中、令和4年度に市内高等学校の消費者教育の現状を調査。その結果、多くの学校が授業時間の不足や指導法の難しさを課題としつつも消費者教育の必要性は認識しており、8割以上の高校が授業内での講座受け入れに前向きであったことから、令和5年度より市内高等学校等に対し、千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業補助金を活用した外部講師（弁護士等）による授業等の企画及び派遣を実施。

### ◆ 授業等の企画・派遣

回	開催日	実 施 校	参加数
1	9/10 9/17	県立東葛飾中学校 対象：2学年 内容：契約について考えよう 事例：インターネット通販の場合、契約成立はいつ	80人
2	12/5	県立柏南高等学校 対象：2学年 内容：消費者被害に遭わない力を身につけよう 事例：簡単に儲かると謳う副業広告	360人
3	1/16 1/17	県立東葛飾高等学校 対象：2学年 内容：推し活における消費者問題を考える 事例：チケット転売、ネットでの個人間取引 など	320人
4	1/27	流通経済大学附属柏高等学校 対象：3学年 内容：若者をターゲットにした消費者トラブル 事例：先輩から暗号資産の儲け話をもち掛けられた	200人

#### ◆ 出前講座

高等学校等からの申込みにより、消費生活センター職員を講師として、契約の基本と例外、若者に多いトラブル事例と対処方法、クレジットカードの利用に関する注意事項等をテーマとする出前講座を実施。

回	開催日	実施校	参加人数
1	10/1	千葉県立我孫子特別支援学校清新分校 内容：クレジットカード，ネット通販，インターネット課金，トラブルとその対処方法など	16人

#### (3) 大学・専門学校等における消費者教育

大学・専門学校等では既に成年に達し、消費者としての権利と責任が伴うことから、消費者トラブル未然防止の知識・意識の向上を目的とした教育機会の確保を積極的に進める必要があるため、依頼のあった専門学校に出向き、消費生活センター職員を講師として消費生活講座を実施。

回	開催日	実施校	参加人数
1	3/17	慈恵医大看護専門学校 内容：消費者トラブルに遭わないために	35人

#### (4) その他

##### 学童保育施設における消費者講座

小学校に併設している学童保育施設（こどもルーム）の内6校のこどもルームの児童140人に対し、紙芝居の朗読及びお小遣い帳のつけ方等の講座を、市内の3つの消費者団体に委託して実施。

回	受講団体等	回数	テーマ（内容）	参加人数
1	学童保育施設 （こどもルーム）	6回	・お小遣いの使い方を考えよう ・もったいないことしてなあい？ ・ほしい気持ちをどうしよう？	140人
2	富勢東小学校 こどもルーム	1回	J-FLEC（金融経済教育推進機構）から講師を派遣 ・お金の大切さがわかる話と貯金箱づくり	13人

#### 4 一般市民向け消費者教育・啓発

##### (1) 出前講座

町会自治会や各種団体、サークル等からの申し込みや、消費生活コーディネーターの企画により、消費生活相談員を講師として、主に悪質商法

等の事例紹介とその対処方法等をテーマとする出前講座を実施しました。

なお、一部の講座については、寸劇を演じる本市の消費者団体や地域包括支援センターと連携して実施。

また、消費生活コーディネーターがふるさと協議会や民生委員児童委員協議会、サロン等で消費生活ミニ講座を34回開催、843名が参加。

◆講座、研修などの実施回数 62回 2,367人

【内訳】

- ・学校（中学校，高校，特別支援学校，専門学校） 6回 1,011人
- ・こどもルーム 7回 153人
- ・一般 15回 360人
- ・消費生活CNによるミニ講座 34回 843人

回	開催日	内容（テーマ）	受講者（団体・町ア）	参加人数
1	5/19	賢い消費者になるために	柏市消費者の会	15
2	5/20	一人暮らしの高齢者に対して。屋根工事・リフォーム・訪問販売・消費者トラブル防止等の啓発	北柏デイサービスセンター	15
3	7/6	消費生活で詐欺やトラブルに遭わないために注意すること	ふれあいサロンつくしんぼ	25
4	7/10	消費者被害防止の方法	光ヶ丘地域包括支援センター	11
5	8/9	消費生活トラブル防止	東葛柏福祉会	53
6	10/8	悪徳商法と対処法	シルバー大学院	29
7	10/17	高齢者の権利擁護（消費生活センターの概要）	市民後見人養成研修	6
8	10/20	最近の消費者トラブルについて	光ヶ丘ふるさと協議会	26
9	11/20	消費生活トラブル防止	柏北部第2包括支援センター	21
10	11/23	防犯講習	風早ふるさと協議会	24
11	12/13	権利擁護講座	柏南部第2地域包括支援センター	15
12	12/18	消費者被害の実態について（実績・最近の高齢者消費者被害のトレンド）	社会福祉士会議	21
13	1/20	最近の消費者トラブルについて	光ヶ丘ふるさと協議会	30
14	2/12	消費者トラブル防止	光ヶ丘ふるさと協議会	49
15	2/28	悪質商法と対処法（聴覚障害者の方向け）	要約筆記サークルモーグル	20

合計 360人

(2) イベント等における啓発

消費生活センターの相談窓口や消費生活コーディネーターの活動の周知及び消費者トラブルの未然防止を図るため、イベント等において啓発活動を行った。

	開催日	イベント等	会場	備考
1	6/22	「柏レイソル柏市制施行70周年マッチ」ブース出展	日立台レイソルスタジアム (51頁写真参照)	消費者トラブル防止のチラシや啓発ノベルティを配布。消費者ホットダイヤルの公式キャラクターイヤンの着ぐるみを展開
2	9/14	敬老の日特別企画 「見て、聞いて学ぶ！安全・安心な暮らし」ブース出展	モラージュ柏1階Part1・1F特設会場 (51頁写真参照)	安心・安全なまちづくりを目指す各部署が、詐欺や悪徳商法から身を守るための防犯対策や、家族や自分の将来を考える成年後見制度、認知症・介護への理解と予防等について案内し、ノベルティを配布
3	10/29	「消費者被害予防講座」ブース出展 テーマ：「見て、聴いて、学んで、もうダメされない！」	イオンモール柏1階センターコート	柏警察署、柏市防災安全課と共にミニ講座を開催。講座では、様々な契約トラブル等の事例を紹介。会場に消費者被害防止に役立つパネルを展示し、啓発用品を配付
4	1/13	柏市成人式 ～二十歳の集い～	柏市民文化会館	「契約ってどんなこと？、契約に不慣れな若者は、悪質商法や詐欺に狙われやすい」等をテーマとした消費者ガイドブックを配布
5	2/1	道の駅しょうなん「シヤボン玉で遊ぼう」ブース出展	道の駅しょうなんテラス広場	消費者トラブルの防止・エシカル消費に関するパネルを展示、エシカル消費に関する啓発品を配布

(3) パネル展（消費生活センター主催）

消費生活センターの周知と消費者トラブルの未然防止を目的に、パネル展を開催。

回	開催日程	会場
1	5/1 - 5/15	パレット柏
2	5/20 - 5/31	ラコルタ柏
3	8/5 - 8/30	リフレッシュプラザ柏
4	1/20 - 2/7	沼南支所 1階ロビー

(消費生活コーディネーターによるもの：10回)

(4) 電子掲示板を活用した消費生活相談窓口の周知

消費者トラブルで困ったときや、契約をする前に迷ったときに相談を受けられる「消費生活相談」の窓口を一人でも多くの方に知っていただくため、市内各所の電子掲示板を活用して周知。

回	実施期間	場 所
1	5/1 - 5/31	柏駅東口・南口・二番街，セブンパークアリオ内の柏市PRコーナー，市内及び近隣市の京葉銀行店内，千葉テレビのデータ放送
2	5/1 - 6/30	ワニバス（柏コミュニティバス）車内電子掲示板にデータ放送
3	6/22	「柏レイソル柏市制施行70周年マッチ」の試合開始前のスタジアム内電光掲示板にて，行政放映枠で放送

(5) 情報紙等の発行及び配布等

消費生活相談が多様化，複雑化している中，消費者に対し被害事例や対応策等を情報提供していくことが重要と考え，消費者被害の未然防止や暮らしに役立つ情報を掲載した情報紙等を，市内の公共機関（例，近隣センター）や消費者講座の受講者，消費生活センターに来所した相談者等に配布（消費生活センター備付け分を含む）。

ア 情報紙「柏市消費生活センターつうしん」  
定期発行4回（6月，9月，12月，3月）

消費者被害の未然防止を図るため，消費生活センターに寄せられた相談事例を基に，市民（主に高齢者）に伝えたい最新情報を「柏市消費生活センターつうしん」として発行した。（57頁参照）

イ 暮らしの豆知識（2024年版）

ウ 柏市消費生活センターリーフレット

エ 柏市消費生活コーディネーターリーフレット

オ 悪質商法撃退ステッカー（訪問販売お断りシール）

カ 柏市消費生活センター相談専用電話番号マグネットシート

キ 柏市消費生活センター相談専用電話番号カード

ク 高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック

ケ 見守り新鮮情報

コ 子どもサポート情報

サ クリアファイル

シ その他啓発資料

配布資料総数 44,761部（枚）

## 第4節 消費生活コーディネーター・消費生活サポーターの活動状況

地域における消費生活の安全及び向上を図ることを目的に、昭和63年度から、市内各ふるさと協議会から推薦を受けた方を消費生活コーディネーターとして委嘱。

消費生活コーディネーターは、「地域の消費者リーダー」として、消費者トラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する情報を市民に提供するなど、市と地域のパイプ役として日々活動している。

また、平成28年度から、消費生活コーディネーターの任期終了者のうち、任期後も継続して活動することを希望する者を消費生活サポーターとして登録することを開始。各地域の消費生活コーディネーターと連携するとともに、居住地域における回覧や掲示板等を利用し、消費生活に関する情報提供を行っている。

### 1 消費生活コーディネーター

#### (1) 概要

- ア 定数 50人以内
- イ 委嘱人数 38人
- ウ 委嘱期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

#### (2) 令和6年度の主な活動

- ア 消費生活コーディネーター研修会の受講 10回  
(50頁「令和6年度消費生活コーディネーター研修会」参照)
- イ 地域における啓発活動  
消費者情報及び悪質商法被害防止に関するミニ講座の実施や啓発資料等の配布など
  - ・ 活動先  
各種サロン，民児協定例会，ゴミゼロ運動，ふるさと協議会総会等
  - ・ 活動件数 215件  
ミニ講座34件，啓発物配布37件，広報7件，掲示板33件，回覧板24件，イベント20件，その他（のぼり旗など）60件
  - ・ 啓発資料等の配布数 23,093部（枚）  
センターつうしん，見守り新鮮情報，子どもサポート情報など



## 2 消費生活サポーター

### (1) 概要

ア 登録人数 9人

イ 活動内容

- ・ 消費者への啓発に関すること
- ・ 消費生活コーディネーターとの連携に関すること
- ・ 消費生活相談の受理及び連絡に関すること
- ・ 消費生活についての意見並びに情報の収集及び提供に関すること
- ・ 消費生活についての調査に関すること

[令和6年度消費生活コーディネーター研修会]

回	開催日	テーマ	講師等	会場
1	4/18	消費生活センターと消費生活コーディネーターの概要の説明	消費生活センター職員	中央体育館 管理棟2階 会議室
2	5/16	18期生からの引継ぎ ①グループ内引継ぎ ②前年度活動事例の発表	18期消費生活コーディネーター	中央体育館 管理棟2階 会議室
3	6/20	①防犯対策について ②高齢者に多い消費者トラブル事例と見守り	①柏市防災安全課職員 ②柏市消費生活相談員	中央体育館 管理棟2階 会議室
4	7/18	通信販売のトラブルについて	日本通信販売協会	中央体育館 管理棟2階 会議室
5	9/19	学んで安心訪問販売	(公) 日本訪問販売協会	中央体育館 管理棟2階 会議室
6	10/17	失敗しないリフォームの進め方について	(株)住宅・リフォーム情報研究所	柏市中央保険センター 1F
7	11/21	地域包括支援センターの業務内容を含めた地域の見守り体制について	北柏第2地域包括センター	パレット柏 ミーティング グループ
8	1/16	①消費者講座の講師をやってみよう ②ロールプレイング	消費生活センター職員	中央体育館 管理棟2階 会議室
9	2/20	成年後見制度，元気なうちにできる備えと相続・遺言	柏市社会福祉協議会	パレット柏 ミーティング グループ
10	3/13	裁判ってなんだろう？（法的手続の基本を学ぶ）	千葉県弁護士会松戸支部所属 弁護士	パレット柏 ミーティング グループ

## 第5節 消費者行政推進協議会の開催

本市における市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置。

本協議会の協議事項には、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項各号に掲げる事務に関することも含まれており、令和6年度は、「柏市消費者教育推進計画」（34～36頁参照）に基づく推進の効果を図るアンケート調査の内容や実施方法などについて及び令和8年度に予定している次期計画の策定に向けての検討を行うため、協議会を2回開催。

回	開催日	議 題
1	7/30	(1) 柏市消費者行政及び計量業務概要（令和5年度実績）について (2) 第2次柏市消費者教育推進計画について
2	3/26	(1) 消費者教育についての市民アンケート結果（報告） (2) その他



## 第6節 製品安全4法等立入検査

家庭用品品質表示法，消費生活用製品安全法，電気用品安全法，ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき表示が義務付けられた製品（表示の有無，表示内容等）について，立入検査を実施。

### 1 実施日及び実施店舗数

実施日	実施店舗数
令和6年 6月 6日	2
令和6年 9月 12日	1
令和6年 9月 27日	1
令和6年 12月 5日	1
令和6年 12月 16日	1
令和7年 3月 10日	1
令和7年 3月 19日	1

### 2 対象店舗等

各事務処理要領に基づき年度当初に作成した立入検査実施計画書に記載された店舗

### 3 検査結果

#### (1) 家庭用品品質表示法

部門	検査品目	検査店舗数	検査個数	違反件数
繊維製品	帽子	1	1	0
	くつした	1	5	0
	布団	1	3	0
加工品 合成樹脂	食事用の器具等	3	16	0
	盆	1	1	0
	たらい，バケツ，洗面器及び浴室用の器具	1	2	0
器具 電気機械	卓上スタンド用蛍光灯器具	1	2	0
	電気コーヒー沸機	1	3	0
	テレビジョン受信機	1	3	0